

## 第1予算審査特別委員会（第4日目）

H26.3.18（火）10：00～

第 二 委 員 会 室

開 会 10：00

### 委員動静報告

委 員 長 ただいまの出席委員数は9名であります。傍聴として北海道新聞の傍聴を許可します。  
これより本日の会議を開きます。

### 教育費

委 員 長 教育費の説明を求めます。  
館 部 長 （教育費について説明する。）  
委 員 長 説明が終わりました。

木 下 これより関連議案第17号及び第18号を含めて一括質疑に入ります。  
質疑ございますか。  
私からは4件ありますので、お願いします。  
まず、10款1項1目、131ページ、教育委員会費です。ことしは北海道公立文教施設整備期成会負担金6万5,000円、昨年は空知管内義務教育施設整備負担金となっていますけれども、名称変更したのでしょうか。  
それと、2つ目、同じく10款1項3目教育振興費、131ページ、教職員住宅の維持管理に要する経費のうち教職員住宅解体工事877万2,000円、扇町で何棟で何戸でしょうか。  
それから3つ目、10款1項3目、133ページ、教育振興費、学校の魅力づくり補助金100万円を組んでいますけれども、手を挙げた全部の学校に配分するのか、またはプレゼンして特色ある学校に配分するのか伺います。  
4つ目、10款6項6目、145ページ、図書館費、図書購入費590万8,000円、昨年は890万8,000円、300万円減になった理由、また新刊を何冊ぐらい予定しているのかをお伺いいたします。

小谷主査 最初の整備期成会の負担金についてお答えいたします。  
昨年、空知の期成会が解散しまして北海道の期成会と名前が変わって、北海道全体ですることになったことによる名称変更でございます。

茶木主査 教職員住宅の扇町の解体工事についてお答えいたします。  
扇町教職員住宅につきましては10棟24戸ございまして、そのうち4棟9戸について今回は解体工事を進めたいと考えております。比較的状态の悪いものから解体工事を進め、今後は順次進めていきたいと考えております。

吉川課長 魅力づくり事業の補助金の関係でございます。  
学校の魅力を高めるということで、教職員や生徒たちの発想を生かしたということで事業化のある申請について補助する事業でございまして、今年度につきましては小中高11校のうち10校から事業計画がありました。内容審査については、魅力の中身、それから子供たちや教職員の発想が入っているか、それから保護者や市民の皆様はその魅力を啓発しているかとか、そういうことも審査の重点に置いているところです。結果といたしまして、10校申請あったうち本年度は9校の認定をしているところです。これからも提出されたものを全て認めるということではなくて、ただいま申し上げたような観点で教育委員に協議をお願いして選定していきたいと思っています。

森 館 長

図書館の図書購入費の件でございます。

平成23年11月に新庁舎に移転しまして、さまざまな取り組みを行ってまいりました。おかげをもちまして、平成25年度の来館者は17万人ほどとなる見込みでございます。移転前との比較では約4.6倍ということで非常に好評をいただいているところでございます。今ご質疑のありました300万円減ということでございますが、図書館の運営管理に要する経費の中の590万8,000円、それからその下に学校との連携による子どもの読書活動支援に要する経費で57万1,000円、読書普及活動に要する経費で52万1,000円とありまして、トータル700万円で動かしていくことになっているところでございます。300万円減ということで、平成25年度と比較しますと、平成25年度は新刊が約6,250冊ほど入る予定でございます。25年度は1,000万円で動かしております。700万円になりますと4,370冊程度ということで考えているところでございます。

委 員 長  
山 口

他に質疑ございますか。

それでは、何点かお願いします。

まず、131ページ、教育振興費のいじめ問題連絡協議会で、執行方針では啓発をするという目的ですけれども、対象者と内容、それから方法をお願いします。それと、141ページの美術自然史館の普及事業に要する経費、毎年同じような額を計上しているのですけれども、実際にはどういう内容なのかをお願いします。それと、145ページ、図書館費ですけれども、新町書庫光熱水費負担金というのが出てきたのですけれども、これは去年まではどこか別なところに含まれていたのか、それとも新規に予算化した理由が何かあるのか、をお願いします。同じく、ブックスタート事業ですけれども、いい事業だと思うのですが、単年度ではなくて継続的にやっていくというつもりなのか、またどういう本の選定方法をするのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、社会教育施設の陸上競技場の第4種公認を受けるということですが、実際的には第4種ってそんなすごい公認ではないですが、これを受けることでどういうメリットが出てくるのか、大会の誘致までできないと思うのですけれども、それをお聞きしたいと思います。

それから、去年も予算でお伺いしたのですけれども、滝の川運動公園の中に屋外のトイレがありますが、それを順次整備していくということだったのですけれども、26年度も屋外トイレの整備は予算計上しているのかどうか、お願いしたいと思います。

吉川課長

ただいまご質疑のありましたいじめ問題連絡協議会の件でございます。

まず、対象者といたしまして、この連絡協議会の設置目的はいじめ防止対策に係る関係機関及び団体の連携を図っていじめについて子供の生徒指導上の課題や健全育成に関する協議をして、啓発活動などもしていこうという目的で設置するものでございます。メンバーといたしましては、現在想定していますのは市内の法務局、所轄の警察署、PTA連合会の役員、それから市の校長会などのメンバーを想定しているところでございます。内容といたしましてはただいま最初に申し上げたとおりで、方法につきましては年3回程度会議を招集いたしまして、この条例施行後にまず、いじめ条例を市民の皆様によく知っていただくと、あるいは保護者や家庭にもよく知っていただくというこの啓発についてご意見を頂戴したり、具体的に2、3回目以降については滝川のいじめ問題の現状等も情報提供して、効果的な予防策についてもご意見を賜るというよ

うな動かし方を考えているところです。

中塚館長 美術自然史館の普及事業に関する経費でご質疑いただきました。51万9,000円を計上してございます。中身につきましては、タキカワカイギウが発見されたということで化石教室、デッサン会、それと児童生徒発明工夫作品展、それとロビーコンサートの内容でございます。51万9,000円の一番大きなところは、消耗品で31万6,000円を計上してございます。これにつきましては、化石づくりのレプリカのシリコンですとか各種の消耗品ということでございます。

木村副館長 新町書庫光熱水費負担金でございますけれども、こちらは新町の書庫のほうにこちらの図書館で入り切らない蔵書を収納するという形で、移転後ずっとこのような形で電気料の負担金としてNPO法人空知文化工房に図書館の負担割合という形で負担金としてお支払いをしているところでございます。これにつきましては、文化センター関係の電気のメーターが一括になっておりまして、小メーターというものが図書館部分に存在しておりませんので、その部分、図書館の一定割合というものを負担しているという形になってございます。

深村主査 ブックスタート事業についてご説明いたします。ブックスタートは、市町村が行う健診などで赤ちゃん絵本を楽しむ体験をプレゼントする活動ということで、生まれてきた赤ちゃんに絵本を贈る取り組みでございます。当市では、4、5カ月児、成長の著しい1歳6カ月児、3歳児ということで3回に分けて絵本をプレゼントするということを予定しております。こちらのブックスタート事業、滝川市は後発となりますけれども、道内の市では初めて3回プレゼントするという取り組みとなっております。家庭での読書にもつながっていく事業になりますので、単年ではなく継続で行っていきたくて図書館としては希望しております。また、本の選書についてですけれども、図書館の職員のほか、子育て応援課、子育て支援センター、保健センターなどいろいろな立場で子供の成長に携わっている職員の皆さんにご協力いただきまして選書をさせていただきました。4、5カ月児相談時の絵本のプレゼントについては、「いないいないばあ」という昔から読まれておりますロングセラーの本をプレゼントする予定です。1歳6カ月と3歳に関しては、それぞれの好みが出てくる時期になりますので、5冊ずつ成長に応じた、発達段階に応じた本をご用意してございます。その中から選択をしていただくという形をとらせていただく予定でございます。こちらの本については、毎年見直しを行っていく予定でございます。

竹谷課長 今ご質疑のありました陸上競技場の第4種公認のメリットということでございますが、現在市内の小中学校の市内大会、さらには空知、さらには年1回全道大会を開催してございます。そういう中で、競技の中で記録が出ましたら、この記録が第4種公認をとっていることによって残っていくということになりますので、子供たちの陸上競技の育成、さらには励みにつながっていくものと考えてございます。また、もう一点の運動公園の屋外トイレの整備の予算計上でございますが、今回の予算の中には計上してございません。施設の老朽化の問題だとか、そういう部分も含めまして、あわせまして公園全体の中で今後また検討していきたいと考えてございます。

山 口 私がいじめ問題連絡協議会の対象者と言ったのは、構成団体ではなくて啓発を

する相手は生徒なのか、保護者なのか、それとも市民全般なのかということを知りたかったのです。

それと、新町の書庫の電気代ですけれども、これは去年までは空知文化工房のほうに予算として含まれていたということですか。

それと、陸上競技場は、今の説明では公認記録になるということなので、特に何かの大会を誘致できるというものではないということではないのですか。

吉川課長

ただいまご質疑のありました啓発する相手ということでございますけれども、今回制定予定の条例につきましては、いじめ問題に市民みんなが関心を持って子供を守り通そうということを大事な理念に掲げているところです。学校の中でも、あるいは学校の外でも内外問わず起こり得るという視点を持って対処しようということで、そこを条例の大きな柱にしております。したがって、まず学校、教職員がいじめにきちんと向き合う。対処についてきちんと定めておりますので、その定めのとおりに進めてもらう。まず、教職員、学校についてどのような啓発をしていくかということも議論いただければと思っています。それから、子供についてはこの条例の中でも特に、最近新聞紙上などでもネットのいじめとかという問題が取り上げられております。この辺のところを特に、保護者との情報通信機器を使った際の約束事というのですか、きちんととっていかうということで、そのようなこともこの協議会の中で議論して、効果的な啓発に持っていけたらと思っています。そのほか、保護者の視点も大事ですし、それから地域住民、市民の方に対する啓発も大事だと思っています。いじめを発見するきっかけは、やはり子供、あるいは他のそれを見ている方からの情報が一番の発見のきっかけとなりますから、そういうものの通報や相談をぜひいただきたいということもこの条例の重点部分に掲げておりますので、対象者を広く啓発するためにはどのような方法、策を講ずればということを議論の中心に据えて続けていきたいと思っています。

木村副館長

新町書庫光熱水費負担金でございますけれども、平成23年に図書館移転以後同じような形で、負担金という形で図書館の予算計上をしているところでございます。

竹谷課長

第4種公認の他の大会の誘致の関係でございますが、競技につきましても大会、さらには記録会等が実施できます。ただ、最近トラックがウレタンでなければ、なかなか大きな大会が来ることは難しいという部分もございます。将来的には、その辺も含めて必要であれば第4種から上というような、そういうことも一つの検討になるのかなと考えておりますが、現在は第4種でも大会を誘致することは可能でございます。

木村副館長

予算書での記載の形が昨年度までは光熱水費負担金という形になってございまして、今年度から予算書の記載の仕方が新町書庫光熱水費負担金という形で若干記載の方法が変わったというところでございます。したがって、中身につきましては従来からずっと予算化をしていたということでございます。

委員長

他に質疑ございますか。

三上

大きく2点ほどあります。

1点目、まず体育振興費の東京オリンピックの関係の5万円です。先ほど説明がありましたけれども、旅費で可能性を調査するという話ですが、可能性というのはどこへ行って調査するのか、5万円で何ができるのかなという気もしておりますので、詳しくお話ししていただければと思います。

それと、もう一点、関連議案第17号の条例の関係です。この条例を見ますと重大事態ということが出ています。重大事態の中に、児童が相当期間学校を欠席している場合、いじめによって欠席を余儀なくされている、そういうときが重大事態だと。4月1日から条例が動き出すわけですが、現在そういう形で長期欠席されている児童生徒というのはいらっしゃるのかということをまず聞いておきたいと思います。それと、その中の第35条に、ここが私は一番重要だと思うのですが、重大事態が発生した場合に保護者からの申し出を受けて学校から教育委員会に来る、そして市長へという流れだと思うのですが、学校から速やかに教育委員会に上がってくるような環境づくりをどのように進めるのか伺いたいと思います。

吉住副主幹

東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致についてのご質疑ですが、5万円という非常に少ない予算でどうするのだということなのかもしれません。今月24日には北海道と国交省が合同で東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致に関心を持つ自治体の職員を集めて説明会というか、そういったものを行うということで早速動き始めてございます。ですから、来年度につきましては、そういった細かくこれから開かれるであろう会議あるいは所管となるであろう道の窓口等へお邪魔をさせていただき、その中で情報収集をさせていただきたいと考えております。

吉川課長

まず、1つ目の欠席を余儀なくされているいじめということに関しまして、現状は2月末現在で滝川市内の不登校の生徒の数は小学校7名、中学校31名、計38名の不登校の子供たちがいますけれども、いじめに起因するものはございません。原因の最も多いのは、心因性であるとか、学校に足が向かないとか、友達関係とか、そういうものが最も多い事情になっているところです。

2つ目の第35条の関係でございます。学校で重大事態が発生した場合、情報が、あるいは報告がきちんとなされるかという点でございますけれども、この条例施行に当たって現在検討を進めているのは、重大ではないいじめであっても、例えば市民から通報や相談があった、子供から訴えがあった、その時点でそのことに関しては必ず教育委員会に報告をもらうという仕組みをつくって、今準備しているところです。その上で、情報をいただいたものを、学校は組織をつくるように既に法制化されていますので、本市の条例でも学校に新たにいじめ問題を処理するための組織をつくります。その情報あるいは訴えを学校が組織的にきちんと実態把握をして、その結果いじめに当たるのか、当たらないのかということの調査の結果が出ましたら、必ずこれも教育委員会に報告することになっております。ご質疑の重大事態に至るような、調査の進行時にそういうことがわかったとか、あるいは最初からそういう事態になっているとか、いろんなケースが考えられるわけですが、ただいま申し上げた仕組みをきちんとつくっておりますので、学校はそのような疑いがある場合も含めて、重大であるかどうかの判断に時間をかけるのではなくて、重大事態になる疑いがあるという時点ですぐに教育委員会に報告する、教育委員会は市長に報告するという仕組みを今回つくっておりますから、その点については施行後も学校にこの仕組みを説明して、実際の動かし方などもきめ細かく指導してまいりたいと思っています。

三 上

重大事態の関係ですが、パターンが大きく2つあるのではないかと思います。1つは、児童あるいはその保護者が学校に直接相談を持ちかける場合。それと、

もう一つは、我々はよくあるのですが、例えば議員だとか地域の方々にそういうことがあると言われる場合。この場合は直接教育委員会に申し出するという  
ことでよいのか。

吉川課長

ただいまのような議員ですとか地域の方が察知した場合、学校に直接報告や通報するということも可能ですし、教育委員会、さらに市長に直接通報するということも十分可能でございます。その上で、市長は教育委員会の調査機能を使う、あるいは使わないでみずから調査するということも条例的には可能ですので、その内容において適切に機敏な迅速性を持った対応が必要だと思っています。

委員 長  
副委員長

他に質疑ございますか。

それでは、3つばかりお伺いいたします。

まず、141ページ、10款6項2目で美術自然史館費の内訳の中に清掃等委託料があるのですが、この清掃委託料のふえている部分、この理由というか、内訳を教えてくださいということと、それから山口委員の聞いた図書館費の中で新町書庫、結果的にこの光熱水費はNPO空知文化工房に頼んでいるということなのですが、電気料を全体的に含んでいるという話だったのですが、これは専門的意見ですが、ふれ愛の里で、デマンドメーターが最初からついていなくて去年つけたという話があって、この電気料についても小メーターがついていないと、小メーターをつけるような要素はないのか。金額から見て170万円というのは金額がかかり過ぎているのでないかと思うのです。その辺の小メーターをつける要素があるのかどうか、それを確認したい。

それから、147ページの10款7項1目、國學院大學陸上競技部駅伝チームの合宿受け入れは、ずっとこれからも継続するのか、その辺の意向を確認したい。

中塚館長

昨年度と比較して清掃の委託料がふえているというご質疑でございます。

昨年度は、清掃委託料が300万6,000円、それとボイラー管理委託料が808万4,000円という記載をしてございます。26年度につきましてはこの清掃とボイラーを一括した表示をしてございまして、昨年の2つを足しますと1,109万円でございます。それと対比いたしまして、ことは1,119万4,000円ということで、実質は10万4,000円の増ということになります。中身につきましては、最低賃金等を勘案しての増であります。

木村副館長

新町書庫の関係でございますけれども、先ほども申し上げたとおりこちらの図書館に入らない本を入れているということで、最低週2回以上書庫のほうに本をとりに行ったり、またあるいは格納している、それから新刊が入ってきますので、入らなくなったものについては新町の書庫に入れるというようなことを行っておりまして、正確な日数をカウントしておりませんが、大体150日程度は新町の書庫に行って、年間数千冊の本を持ってきたり、また持っているという事で、常時ではございませんけれども、新町の書庫の中では除湿機を動かしている場合と、それからダムウエーターという昇降機を使っております、それらは動力電源が必要になってきておりますので、それと照明というような形で電気代の計算ということになっております。新町の書庫での小メーターの関係ですけれども、図書館移転の際に電気会社と北電に、分電盤をつけて、さらに小メーターをつけることができないのかというような相談をしたのですが、北電の回答としては同一の敷地の中に別の分電盤をつけて小メーターをつけるというようなことはできないという回答でござい

竹谷課長

したので、現在のような形になっている状況でございます

國學院の合宿の受け入れの関係でございますが、今回残念ながらシード権を獲得することができませんでした。ただ、滝川で合宿していただいた選手が卒業後全国に散らばっていくとか、さらにはこちらに合宿に来た期間に選手と市内の高校生または小中学生などが陸上で触れ合うことができるというような面もございます。他市の状況を参考にしながら、3年から5年で見直し、さらには他の合宿なども含めて検討することも必要かなと考えてございます。

委員長  
清水

他に質疑ございますか。

それでは、まず教育費の中の全体ということで、指定管理施設の契約期間と新年度が何年度目かということをもつと伺います。2点目は、小学校児童数及び中学校生徒数の今年度と新年度の比較、ご説明では小学校が減、中学校が増ということですが、かなり変動しているようですので、お伺いしたいと思います。また、小学校、中学校の要保護、準要保護児童生徒の比率、これもお伺いをしておきたいと思います。また、増減の特徴的なことはやはり小学校1年生の減少ということなのだろうと思うのですが、22年度、337人、23年度、313人、24年度、293人だったものが25、26年度の新1年生は何人なのかということでお伺いします。それと、全体にかかわってですが、ご説明の中では灯油代あるいは電気料金については増額を恐らく見込んでいると思うのですが、説明の中でそれぞれの項目で言われなかったと思うのです。購入する場合の消費税の増税分、これを消耗品等、灯油と電気は上げているから乗せているのだと思うのですが、増税分について伺います。

次に、1項3目教育振興費、委託料が3,279万8,000円、スクールバス運行の内訳をお伺いします。また、契約についても、分割発注しているのか、長期契約だったと思うのですが、何年契約になっているのか。

次に、小学校費、2項1目学校管理費で要保護、準要保護児童就学援助は1,150万9,000円、昨年4月に生保基準が改悪されましたが、就学援助への影響は27年度からと聞いております。ほかのページでは給食費も含めると、要保護、準要保護、小学校、中学校、そして給食費、全部入ると6,255万8,000円ということですが、新年度影響調査あるいは要綱改定などを行われるわけですが、基本的な考え方についてお伺いします。

次に、同じく就学援助で国が消費税増税に伴って例えば中学校の修学旅行費を5万5,700円から5万7,290円へと引き上げております。7項目というのは滝川市が恐らく実行していないものを引いて7項目になると思うのですが、これについて市は単価を引き上げたかどうかお伺いをしたいと思います。

次に、3点目ですが、24年度から新設された3項目、クラブ活動、生徒会、PTA会費は今年度まで実施を見送ってまいりました。新年度はどうかということでお伺いします。ちなみに、この3項目は中2でいうと1年間3万9,240円、小学校でいうと6年生で1万360円、これは修学旅行が入っているかどうかわかりませんが、かなりの金額になるので、実施も検討されたと思うのですが、新年度はなぜ見送ったのか。この点にかかわって学校教育法の第19条では、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとなっており、義務規定だと思うのですが、お考えを伺いたいと思います。また、これまで他市町村の動向を見ながら見送ってきたという経緯はあるのですが、義務規定なのにこうい

った理由で見送るということは適正な理由になるのかということを伺います。次に、学校給食費、5項1目、公会計化の準備ということで予算が組まれておりますが、準備の主な業務についてと、システム構築についてですが、公会計化は教員負担の軽減との説明ですが、仕入れ、出納、請求、徴収等業務など、どのような体制を想定して、またそれに係る費用はどの程度と想定しながらシステム構築、準備をされていくのかということをお伺いします。また、保護者に請求する給食費について26年度見込みで小学校の総額、中学校の総額、また1食当たり単価を小中学校でお伺いします。

次に、少人数学級については、お二人の教員を雇用して、第二小等で2学級実施されるということですが、今の制度は国が小1、道が小2、中1、市は小3、4ですが、国、道、市の制度で少人数学級になるのは何事例なのか、それぞれお聞きします。また、それぞれについては学校と学年、また何人なので、何学級から何学級にふやすということをお伺いをしたいと思います。また、市の制度は35人を超える場合なので、例えば第一小がそうだったと思うのですが、小学校2年生では要するに足して35以下ですね、17人、17人とか17人、18人の場合は小3になって34人ないし35人の1学級になってしまうと、このような事例は新年度第一小であったと思うのですが、その他でもあればお伺いをしたいと思います。

次、6項社会教育費で伺いますが、社会教育の全体にかかわってということで、指定管理施設の予算増の特徴で、減になっているものもあると思うのですが、消費税は契約書で複数年契約の途中でも上乗せできるようになっているのか、また電気料金の改定については26年度中途からの値上げもあり得るという状況になっておりますが、そういったものが途中で指定管理代行負担金を上乗せできるといった契約になっているのかお伺いしたいと思います。

次、美術自然史館費、2目です。パスポートが4月からでなくて入った日から丸1年ということで利用しやすくなっておりますが、売り上げの傾向についてお伺いします。

図書館費については、一般質問で求めてきた所管使用後の新聞、雑誌を並べたり、新聞データベースの利用については予算化されているのか、またどこまで進むのか等について伺います。

次に、7項1目の体育振興費ですが、温水プール運営事業補助金2,232万円、協定書の第2条には(1)で施設の開館日数は修繕等による臨時的な休館を除き、年間260日以上とするとされております。まず、1点目として、「を除き」は法律家以外が読むと修繕等による臨時的な休館というのは260日に含まれないととれると思いますが、なぜ含めるのか。また、なぜこのような一般人が含まれないと思うような条文になったのか、過去の経緯はあると思います。指定管理の時代とか、どこかのひな形を持ってきたとかあるのですが、法制文書室とかかわってわかりやすい誤解のない協定書をつくってきたのか、経過について伺います。

次に、補助金の計算式は、1時間当たり2,400円、3コース借り上げに対する補助で、これに3,100時間を掛けると2,232万円と、前年度は掛ける2,600時間で1,870万円。そこで、資料要求をいたしました。まず横判の平成25年度滝川スポーツクラブ「サンテ」開館状況一覧（見込み）についてお伺いをしたいと思います。これによると、25年度はトータル266日ということで、協定書の260日

を6日オーバーということで非常にぎりぎりの状態の補助金支出に25年度についてはなると見込んでいるということです。それで、普通に泳げる状態で稼働していたのが220日、1日平均10.92時間。まず、お聞きをしたいのは、2月に10日の開館、27日の開館、3月の9日の開館、これはそれぞれどんな状態の閉館で260日に含めるということなのかお伺いをしたいと思います。

次に、3点目、補助金の3年目になるわけですが、前年度の評価をもとに予算を組んでいると思います。平成25年度の補助金に対する運営の評価についてお伺いをいたします。

4点目、12月の閉館は鉄さびの落下でした。新年度の営業で提案工事不十分の原因の閉館は防がなければならないと思います。提案工事というのは3年前に無償譲渡したときの提案改修工事13件のことを言っておりますが、そこでまず1点目として、譲渡契約書の提案改修工事一覧の①から⑬で実施していないものはあるのか。また、⑬のR天井・妻側壁塗装のR天井塗装とは具体的に何を示すのかということでお伺いをしたいと思います。さらに、資料が出されております。縦判の提案改修工事確認報告、平成24年8月10日というものですが、これを見ると今回の改修の対象になっている一番最後⑬、ドーム鉄骨及び壁等塗装に関する工事、ここでは鉄骨及び内壁等を点検、塗装していると、ボルト緩み点検、R天井は既存利用ということになっておりますので、これについては譲渡契約書でうたっておりましたR天井・妻側壁塗装ということについて例えばR天井部分については塗装していない、妻側については塗装されたのかどうかはこれには書いておりませんが、それも確認をしたいと思います。それで、R天井というものは窓部分も含めてR天井と一般的には捉えると思うのですが、つまりここを塗装するということは窓の鉄部分というのか、そこの塗装をしていけば鉄さびは落ちなかった。ところが、塗装していなかったの、鉄さびが落ちたと私は解釈ができるのかなと思いますが、事実についてお伺いをしたいと思います。

次に、5点目ですが、学校水泳授業は3カ所のプールで水夢、東滝川、サンテを使っておりますが、それぞれの使用回数、また何月から何月なのか。また、サンテの使用時間帯、例えば午前中だとか、午後も使っていますよとか。それと、サンテの延べ日数については資料が出されております。これは、縦判の大きいゴシックで書かれた平成25年度滝川スポーツクラブ「サンテ」プール利用状況一覧で、学校授業は25日ということで書かれております。学校プール授業の期間については確認し切れませんので、何月から何日というのもお伺いをしておきます。

6点目で、市民コースを協定書で3コースとした理由、また補助金が3コース対象になっている理由は、年間を通じて3コースを市民が利用するような利用者数を確保する効果を見込んだことだと思います。これまでの2年間で学校水泳授業以外に3コース必要な利用者数になっているのか、実態及び認識をお伺いをしたいと思います。これに関しては、資料で一定数出されております。私なりにこれを分析をすると、例えば大型ゴシックの市民利用は年間延べ1,063人、これを単純に220で割り返すと1日当たり4.8人、また温水プールが効果を発揮する例えば6、7、8、9月を外すと約4.1、4.2人とか、そんなような数字が出てまいります。そんなことも読み取ることはできますが、学校水泳授業以外に3コースが市民コースとして必要な利用者数になっているのか、実態を

どう見るのかお伺いをしたいと思います。

7点目として、短期間というのは、これはまずは1月中旬に一度限りの改修費支援を総務文教常任委員会で報告されました。約3,000万円。ところが、協定書の瑕疵担保条項との矛盾があるということ等の批判の中で撤回をされた。今度は、13年間の補助金増額というふうになるなど、結局これは目的がまるっきり違うのです。まるっきり違う補助金の出し方をわずか1カ月の間に変えているということを見ると、理由の先にあるお金を支出するという株式会社滝川スポーツクラブに対する資金繰り支援ありきは、私は誰が見ても明らかだと見えるのですが、そうではないのかということをお伺いをしたいと思います。また、ここで補助金については裏づけをとっておかなければならないので、お伺いをしておきたいと思いますが、滝川市における温水プール運営事業補助金交付要綱第2条では、補助金の交付の対象となる事業は次に掲げる事業とするということで、(1)、市民の健康増進及び体力向上を図るための温水プール運営事業、また(2)、前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業とされておりますが、今回は市民コースがあくまでも対象ということで先ほどもご説明がございましたが、この補助金要綱との関係についてお伺いします。それでは、清水委員、一番最初の全指定管理施設の契約期間、10件程度とのことですが、もしよろしければ、これは明日までに資料で提出していただき、口頭で報告すると長くなりますので、委員会運営上そういうことで取り扱うということによろしいですか。

委 員 長

清 水  
委 員 長

よろしいです。

委員の皆さんも資料で提出していただくことでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長  
山本主査

それでは、答弁を求めます。

まず、1点目、小学校児童数、中学校生徒数の今年度、新年度の人数でございますが、3月1日現在、小学校児童数1,934名、中学校生徒数1,072名、合計3,006名という状況でございます。新年度4月1日時点での見込みでございますが、小学校児童数1,895名、中学校生徒数1,050名、合計2,945名でございます。増減の関係でございますが、小学校で39名の減、中学校で22名の減という状況でございます。また、新1年生の状況でございますが、平成25年度の入学者数、小学校324名が新年度、平成26年度は316名、8名の減でございます。中学生、平成25年度が340名の入学者数、平成26年度が351名ということで、11名の増でございます。また、要保護、準要保護児童生徒数の比率でございますが、24年度は認定率が21.7パーセント、25年度の決算見込みでございますが、22パーセント、26年度の予算の見込みでは21.2パーセントを見込んでいるところでございます。

続きまして、教育振興費、スクールバス運行委託料の関係でございますが、スクールバス運行委託に関しましては、平成25年度から3カ年の長期契約を締結しているところでございます。26年4月からの消費税率の改定に伴いまして契約金額の変更が生じるため、26年度予算につきましては税率変更後の3,265万9,200円で計上しております。スクールバス運行の内訳でございますが、年間契約時間数は4,734時間となっておりまして、25年度の運行見込みでございますが、学校の送迎に係る部分で3,386時間15分、プール、スキー等の送迎及びその他教育活動に係る送迎に要する部分で1,216時間35分、合計の25年度の見込みで

高田課長

ございますが、4,602時間50分を見込んでいますのでございます。

就学支援費の関係で、26年度は影響がなく27年度から影響があるのではというご質疑でございます。ご質疑のとおり、26年度につきましては要綱上の運用で25年中の収入と25年8月の改正前の基準との対比で認定を行うことといたしますので、影響は生じない予定であります。ただ、27年度につきましては、これから26年度の認定を行いますけれども、その状況を見ながら、影響について調査をしつつ、また各市町村の実施状況等を勘案しながら、委員から要綱の改定が行われるだろうというようなご質疑の内容もございましたけれども、この辺も含めて今後検討しまして、適正な時期に判断をしてみたいと考えております。

山本主査

消費税率の増税に伴いまして中学校修学旅行費が5万5,700円から5万7,290円に国の単価が上がっていることについて滝川市の状況はというご質疑でございますけれども、7費目のうち修学旅行費及び体育実技用具費のスキーにつきましては滝川市独自の価格を使用しております。その他の部分については、国単価に合わせた予算を積算しているところでございます。

続いて、新設3費目の関係でございますけれども、こちらにつきましても毎年度道内他市の状況につきましては調査をしているところでございます。25年度の支給状況でございますが、35市中、3費目全てについて支給をしている市は5市、PTA会費のみ支給している市が2市という状況でございます。義務規定ではないのかというお話もございますけれども、運用につきましては市で定めてございます滝川市就学援助事務取扱要綱に基づいて運用をしているところでございます。ただ、3費目につきましては新たに加えていくことが必要であるという認識は持っておりますので、今後とも関係各課と協議しながら進めていきたいと考えているところでございます。

続いて、学校給食費の関係でございます。公会計の準備についてのご質疑でございますけれども、現在学校給食費につきましては各学校ごとに学校給食運営委員会、PTA会長を委員長とする組織を立ち上げていただきまして、各学校ごとに給食費の徴収に努めていただいているところでございます。また、食材の供給に関しましては、学校給食連合会で市内の給食部分を全て取り扱っているということでございます。公会計への移行に伴いまして、これまで学校給食運営委員会及び学校給食連合会が担ってまいりました業務を市が引き継ぐということになりますので、給食費の徴収管理業務、また食材の発注等の業務、これらが市に移管してくる新たに発生する業務ということになります。こちらにつきましては、学校教育課のほうで運営をしていくという形になるかと思えます。また、新たにふえる費用の関係でございますけれども、26年度予算におきましては27年度からの運営に備えまして徴収管理システムの導入を予定しているところでございます。実際の経費の見込みといたしましては、給食費徴収管理システムは10月からの導入を予定してございまして、使用料で88万円、また口座振替等によりまして運営してまいりますので、これらに関する印刷製本費、口座振替の依頼書等の提出を26年度中に受けて進めていかなければならないという状況がございますので、印刷製本費等で合計101万円の予算を計上しているところでございます。

松澤主査

保護者に請求する給食費についてお答えいたします。

小学校費の総額、中学校費の総額ですが、4月以降に各学校で食数が決定いた

小谷主査

しますが、予想される最大の食数で計算いたしますと小学校が4万7,561円、中学校の総額が5万7,511円と予想されております。1食当たりの単価ですが、滝川市学校給食連合会で決定しておりまして、全ての学校での保護者通知が終わっておりませんが、今現在では小学校におきましては232円から239円、中学校におきましては280円から290円となるということで聞いております。少人数学級についてお答えいたします。

まず最初に、国は既に法律で35人になっておりますので、事例というのはございません。道の小2と中1については、全部で来年度5件の予定です。内訳を申し上げます。滝川第一小学校の2年生、38人ですので1クラスから2クラス、滝川第二小学校の2年生、76人ですので2クラスから3クラス、それと東小学校2年生、79人ですので2クラスから3クラス、江陵中学校の1年生、119人ですので3クラスから4クラス、明苑中学校1年生、159人ですので4クラスから5クラスとなる予定です。続いて、市の制度について内訳を申し上げます。2件です。滝川第一小学校の4年生、39人ですので1クラスから2クラス、滝川第二小学校4年生、73人ですので2クラスから3クラスとなります。

続いて、市の制度についてのご質疑でしたが、質疑の中で17人、17人で34人とおっしゃっていましたが、道の制度でも34人の場合1クラスになりますので、36人からの話だと思うのです。昨年の事例であったのが滝川第一小学校で2年生が39人で、3年生になったら1クラスになってしまうという話があったと思いますが、そこで国が35人学級に順次するというお話もあったり、引き続き、滝川市においては早くから少人数学級に取り組んでおり、道教委の制度改正に合わせて滝川市においても、1年おくれではありますが、改正することによって、人件費をつけていただいて昨年度改正しました。3年生に上がる時39人で1クラスになる予定だったのですけれども、2クラスにしたという経過があります。今年度については、そういった事例はありません。

田村主査

私からは社会教育費に関する指定管理施設の消費税の関係についてお答えしたいと思います。

各施設の協定書の中に、負担額の変更という条文ですとかリスク分担に関する規定がございます。その中で、経済情勢の激変やその他予期することができない特別の事情により負担金の額が著しく不当となったときは、その負担について指定管理者と市のほうで協議を行うという内容になってございます。なお、平成26年度の指定管理施設の予算については、消費税増税や電気料金改定による影響分を考慮したものとなっております。

中塚館長

年間パスポートに関するご質疑をいただきました。

年間パスポートにつきましては、今年度平成25年度に購入日から丸々1年間有効とする改正を行いまして、利用者の利便性を図ったところでございます。売り上げにつきましては、平成24年度が646枚、平成25年度につきましては2月末現在で704枚であります。これにつきましては、前年比58枚の増、8.9パーセントの増であります。26年度につきましても増を見込んでおりまして、860枚ほど予算を見込んでおります。今後につきましても、年間パスポートの周知につきましては、来館者はもちろん、広報、市内の主要施設にポスターを張る、それとチラシを配るなどしてPRをして売り上げ増に向けた取り組みを図ってまいりたいと思います。

森 館 長

新聞、雑誌の関係、それから新聞のデータベースの関係についてお答えいたし

ます。

昨年5月、清水委員の2定の質問にもありましたとおり、定期刊行物に関して庁舎内で調査を行ったところでございます。新聞、雑誌、図書館で購入している分を除きますと68誌ありました。うち新聞は17紙でした。これについては、調査の結果としましては新聞、雑誌、業務上必要なものを各所管で購入、活用していることから、所管に常備しておく必要があるということ、そういうことで図書館の閲覧にはなじまない。それから、幾つかの課にまたがって回覧したりということもありまして、特に専門紙などはタイムリーに閲覧できないということが多かった状況でございます。その中で所管での必要性を勘案しながら検討した結果、現在日本教育新聞については図書館で新たに閲覧しているという状況になっております。今後も所管との連携の中で閲覧可能な新聞、雑誌等がありましたら閲覧に供していきたいと考えております。

続きまして、データベースの関係ですが、当市は北海道新聞のみ原紙を永年保存しております。アーカイブとしての貴重な新聞を市民の皆さんに有効活用していただくためのツールとして、北海道新聞のデータベース利用を検討した経過がありますが、導入には至っておりません。昨年の定例会の質問に対しまして、他館の状況も踏まえて検討するというような答弁をさせていただきました。道内の図書館の調査をさせていただきまして、特に石狩、恵庭、北広島などの道内先進的な図書館においても北海道新聞のデータベース、日経テレコン21というデータベースなどを導入しているということがわかりました。ただ、いずれも一般公開はしておらず、図書館職員が調査の最終的な後ろ盾として利用しているというような状況がありました。また、日経のデータベースを経由して道新利用も可能ということで、北海道新聞のデータベースを廃止した館もあったという状況がありました。また、日経については、月額1万2,600円の基本料金のほか、1件当たり見出しで5円から10円、それから本文で50円から200円という従量制となっておりまして、料金が高くて使いにくいというような意見もございました。それらの他館の状況を踏まえて、また新年度の予算の状況等も踏まえて、平成26年については導入を見送ることにいたしまして、今後経費ですとか利用頻度、要望のバランスなどを勘案して検討することとしたいと思っています。

鎌田主査

学校水泳授業における3カ所のプールの使用状況についてご説明いたします。それぞれの使用回数は、水夢は延べ36回、東滝川は13回、サンテは25回となっております。2つ目の使用期間ですが、水夢は6月から8月、東滝川が7月から8月、サンテが6月から9月となっております。最後に、サンテの使用時間帯ですが、午前の使用になります。10時から12時の使用時間帯となっております。

竹谷課長

清水委員の温水プールの関係についてご説明をさせていただきます。

まず、修繕等による臨時的な休館の部分で、除くという部分で示されておりますが、それを含めるのかどうかということでございます。温水プールの運営管理に関する協定書として法的な表現になっており、わかりづらい部分がございますが、修繕等による臨時的な休館も考慮して年間260日に含みますということでございます。また、法制文書室はかかわっているのかどうかということでございますが、この協定書の作成に当たっては総務課並びに財政課との協議をしてございます。

また、補助金の部分の資料要求の表の中のことでございますが、見積もり期間の10日間、さらには工期の27日、これについては何に基づいているのかという部分でございますが、これも温水プール運営管理に関する協定書の第2条第1項第1号の規定にあります臨時的休館につき、臨時的な休館が発生した場合、その休館を考慮して開館日数とするという解釈でこういう日数を加えて考えてございます。

それと、補助金は3年目だが、評価についてどうだということでございます。25年度ということで、年度途中で、十分な評価には至ってございませんが、市民プールとして市民に徐々に浸透していると感じてございます。市としまして、まだまだ市民プールとしてのPRが不足していたという課題は認識してございます。新年度に向けてでございますが、子供の短期水泳教室の開催のほか、大人や高齢者などを対象にした水中ウォーキング教室なども開催し、市民利用の拡大を図っていきたいと考えてございます。また、今回市民料金も値下げとなることから、市民コースの利用者が施設を利用しやすい環境づくりについても事業者と協議をしてまいりたいと考えてございます。

次に、提案の改修の①から⑬までの中で実施していないものはあるのかというご質問でございます。こちらにつきましては、譲渡契約書の提案改修工事13項目のうち⑨、設備配管取替に関する工事につきましては、空調と暖房配管はそのまま使用できると事業者が判断をしてございまして、既存利用をしてございます。また、⑬、ドーム鉄骨及び壁等塗装に関する工事につきましても、足場を組み立てて天井近くで確認した結果、R天井の塗装はしなくても鉄骨に問題はないという事業者の判断で、既存利用しているということでございます。そのほかの工事につきましては、新設または一部改修、一部塗装をしまして、全て行ったことを確認してございます。また、R天井の部分の塗装とは具体的にどこを指すのかということでございますが、R天井の塗装とはプール天井の開閉窓枠の鉄骨部分の塗装のことでございます。今回の鉄さびの落下につきましては、市が提案で示した鉄骨部分ではなく、開閉窓のすき間を埋めるために平成15年に市が溶接した溶接剤のさびが落下したものであり、想定以外の部分であったと思っております。事業者も、改修当時には鉄骨部分は問題がなく、溶接部分の落下を予測できなかったと聞いてございます。

次に、これまでの2年間で学校水泳授業以外に3コース必要な利用者になっているのかというご質問でございます。こちらにつきましては、これまでの利用人数については、市のPR不足もあり、まだまだ少ない状況であると把握してございます。ただ、昨年8月に行いました夏休みの子供水泳教室では、幼児が30人、小学生が39人と当初の定員を超える参加がございまして、好評でございました。また、今回再開後に3月25日から28日で春休みの子供の水泳教室の開催を予定してございまして、既に申し込みは締め切ってございますが、幼児33人、小学生28人の申し込み参加ということになってございます。先ほども言いましたが、今後につきましても子供の水泳教室のほか、大人、高齢者などを対象とした水中ウォーキング教室なども開催して、市民にプールに来てもらい、市民プールを知ってもらうことが大事なことを考えておりますので、今後も市民コースのPRに努めていきたいと考えてございます。

次に、最初改修工事の支援表明をして、その後取り下げがありまして、補助金の増額というようなことでどうなのかということでございますが、補助金の増

額につきましてはこれまでも委員会等でもご説明してございますが、公募時点では旧温水プールの開館実態に合わせて最低の開館日数を条件として積算をしてございました。実際に1年間プールを開館し、市民の利用が可能になる開館時間が平年ベースとして3,400時間になっております。市の補助金積算根拠となる当初の2,600時間をはるかに上回っていることから、平年ベースの3,400時間の1割減となる3,100時間の専用時間として、補助金を見直すこととして新年度予算に増額計上したものでございます。もう一点、温水プール運営事業の補助金の考え方についてどうなのかということでございますが、私どもは温水プール運営事業補助金交付要綱、先ほど委員からお話がされましたこれに基づきまして、補助対象事業の範囲内、さらには予算の範囲内で補助金を交付しております。補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律第7条の規定を準用いたしまして、補助金事業等の軽微な変更は全体の20パーセント以内としておりまして、資料要求をいただいておりますが、12月14日から休館をしてございますけれども、その時点では2,402時間ということでございまして、2,402時間割る2,600で92パーセントということで、全体の20パーセント以内であることから変更がないものと考えてございます。

清 水

まず、私が学校教育法では義務規定だけれどもということで聞いたら、要綱では義務規定としていないというご答弁だったと思うのです。常識的に法律より低いサービスを定める、そういう要綱というのは普通無効とされるのです。だから、要綱を根拠として学校教育法で義務化されているけれども、出さないのだという、そういう論理の答弁は恐らく成り立たないと思うので、再度伺いたいと思います。

それと、答弁漏れが1つあるのです。学校教育費全体で灯油や電気料金以外については消費税の増税というのを乗せているのかという質疑を先ほど冒頭の部長説明では余り説明がなかったのでお聞きしたのですが、その後指定管理施設については乗せているということが答弁され、また就学援助についてはこういうふうに言われました。スキー及び実技の服については市独自のという言い方をされたのです。市独自のというのは、当然国の単価よりも高いと思うのですが、そこを確認するとともに、そのほかは国の単価という答弁でしたが、国の単価は26年度上がっているのですが、上がった単価を出されているのか。また、そのほかの小中学校の備品や消耗品、各種委託料だとか、昨年と新年度と同じものを契約したり買ったりする場合は、購入分について全て消費税が転嫁されているのかと、そこが先ほどのご答弁にありませんでしたので、お伺いをしたいと思います。

次は、社会教育の体育振興です。「除き」という意味をはっきり含めると言わなかったのです。考慮してという表現をされたのです。ここは、含むという、100パーセント入れるという解釈、2点目は考慮するというような解釈、3点目は含めないという解釈、この3つしか僕はないだろうなと思っているのですが、先ほど考慮してというようなことだと非常に抽象的な解釈になってしまうので、もう一度、説明不足もあったのだらうと思いますので、お伺いしたいと思います。

それと、評価について、25年度については残り期間もあるけれども、十分な評価に至っていないとのことですが、残り期間はもうあと12日しかないのです。ほぼ想定できるのです。21日にプールがオープンすれば、ほとんど天変地異が

ない限りいくのです。それを含めた上で十分な評価に至っていないようなことでは新年度で予算増額なんてことは到底土俵にも乗らないわけで、やはり評価をきちんとお伺いをしたいと思います。

それと、利用者が少ないということを認識されているということは、私も肌で感じました。PR不足とか、浸透していないとかという言葉が出されておりますので、25年度の評価については学校プール授業以外については浸透が少なく、利用が少なかったという評価をされているのか、確認をしたいと思います。

次に、先ほど窓枠については提案内容ではないという表現をされたのです。これは大事なところなので確認をしておきたいのですが、こう書いているのです。鉄骨及び壁等塗装です。先ほど窓枠は鉄骨以外なので、塗装しませんでしたと言いました。そうではなくて、鉄骨は鉄骨、及び壁等塗装の中にはっきりR天井と妻側壁塗装と書いてあるのです。R天井が何かということについて言ったら、窓も含む天井部分だというご答弁だったと思うのです。となると、当然のように、窓枠をしなかったことはこちらが求めていなかったということではなくて、要するに求めていたけれども、しなくていいという判断を誰かがしたと、それは市がしたのか、サンテがしたのか、そこを確認したいと思います。

それと、市民コースを3コースとした理由については、はっきりとこれでは少ないと把握したというご答弁がされたので、これについては再質をする必要はないと思います。

最後ですが、短期間に支出の方法の変動があったことについては、変動については全然答弁されていないのです。結果として利用可能な時間が協定書を上回っているとのことですが、しかし協定書をよく読むと、上回っていれば評価できるというような協定書ではない。私はそういうふうに取り取るのですが、年間260日以上とするということは最低260日以上運営してくださいと、そうすれば補助金を出しますよということで、260日が340日になったから補助金の増加の対象だなんていう、そういう読み方は僕はこの協定書ではできません。だから、この協定書を超えた解釈の仕方ではないのか。そして、再度補助金の出し方が変わったことについて。つまり何が言いたいのかというと、総務文教常任委員会に改修費の支援を3,000万円すると述べた時点では、3,000万円の支援をして、さらに補助金の増額も今回出しているようにする、そういう考えだったのか、それともその時点では、最初補助金で出そうと思ったけれども、改修費の支援ということで金額も大体13年間で4,000万円ぐらいなので、ここは3,000万円を支援すれば補助金増額はしないと、いろんなことを想定して1月に表明されたと思うのです。そこを確認すればこの考え方の変化についての答弁になるのかなと思いますので、ちょっと聞き方を変えたいと思います。

委員長

それでは、ただいまの清水委員の再質疑に対する答弁は午後からの日程で行っていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、休憩に入ります。再開は13時とさせていただきます。

休 憩 11:50

再 開 12:59

委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の清水委員の再質疑に対する答弁を求めます。

山本主査

消費税についてでございますけれども、教育部の予算関係におきまして新税率を適用して予算計上しているところでございます。

続きまして、要保護、準要保護に係ります7費目の単価の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたように修学旅行費と体育実技用具費、スキー以外につきましては国の単価を支給限度額ということで予算を設定してございますので、26年度予算におきましてもこれらについては国の26年度の単価で積算をしているところでございます。また、修学旅行費につきましては、実際に支給する際に各学校ごとに費用が異なりますので、支給時には各学校の実費相当額を支給をしているところでございます。したがって、予算積算上は小学校、中学校それぞれに各校の25年度の実績を出しまして、平均の金額を予算積算しているところでございます。また、スキー用品費でございますが、こちらにつきましては過去に市内の販売店の状況を確認した額をもとに積算した額を使用しているというものでございます。

高田課長

学校教育法の第19条と就学援助の関係のご質疑でございます。

この第19条につきましては、要保護者もしくは要保護者と同等の方が対象となっている規定になっておりまして、一方市の要綱のほうの対象者については要保護の方、そして準要保護の方と、準要保護については1.3倍までの方に滝川では助成をしているところでありますので、第19条と要綱上の対象者とは一致をしていないことから、直ちに法律に違反していることとは言えないものと考えますけれども、新しい3費目については準要保護の世帯も対象とするということについて関係する部署と今後また協議を進めていきたいと考えております。

竹谷課長

まず、臨時的な休館を除きについては、先ほども答弁をさせていただきましたが、臨時休館日数を含めるということでございます。

続きまして、平成25年度の評価につきましては、昨年12月14日から閉館していたこともあり、市民コースの利用が少なかったと評価いたします。しかしながら、夏休みの子供水泳教室で幼児と小学生合わせて69人の参加がありまして、教室が修了後8割の子供がキッズスクール会員となっているところでございます。そういうことも鑑みますと、資料要求の資料のプール利用の一覧の下のように記載をしておりますが、一般プール会員が延べ2,684人、キッズスクール会員が延べ6,508人、合計で延べ9,192人となっていることから、プール会員を含めたプール全体としては評価ができるのかなと考えてございます。

次に、提案改修工事の⑬、ドーム鉄骨及び壁等塗装に関する工事についてでございますが、窓枠とかすき間の部分ということではなく、躯体のドームの鉄骨を示しております。落下した鉄さびは市が示した部分ではなく、想定外の部分であったと考えてございます。また、プール内の壁については塗装を行っております。

館 部 長

私からは清水委員の最後の部分で補助金の検討の時系列等についてのご質疑でございますが、これについては、1月15日にこの件に関しまして総務文教常任委員会で清水委員外議員の質疑にお答えしましたが、補助金の見直しは検討しているのかということに対しまして、社会教育課長のほうから補助金の見直しについては検討していますとお答えしていたとおり、私どもは新年度予算に向けて補助金の見直しについては10月中には教育委員会内部でまとめ、11月、12月ということで財政課長協議、総務部長協議を経て、ご承知のとおり副市長、市長協議で最終案の新年度予算案をまとめたというのが時系列でございます。また、あわせまして清水委員から、改修工事の申し出があった以降いろいろ変遷がございます。私どもは当初の提示のあった見積もりについては、まず工事

金額、それから工事方法、修繕箇所等について私ども教育委員会担当者、それから私どもの教育委員会にいます建築士等とまず地元の業者を呼んで詳細にその見積もりについて検討したところであります。その結果、数年後には再び今回と同様のさびの落下が予測されるということを聞いた以上、やはり根本的な解決、これを考えていかなければならないということがありまして、再発防止、安全対策、改修費用、それから施設運営面も総合的に考え、工事金額は上がりましたがけれども、15年の長寿命化を考えるには根本的な問題解決ということで提案したいと考えておりました。しかし、いろんな議論もございまして、私どもも時間がかかったことは大変申しわけないと思うのですが、言葉は適切ではないかもしれませんが、時間がかかったおかげで、さびの部分、さびの落下については直接的な工事方法、修繕方法によって問題解決ができる。また、その工事金額も低廉ということもありまして、最終的な判断をしたところでございます。その工法についても、足場についても全面足場から2列の足場になったなど、結果的には教育委員会としては、申しわけなかったのですが、最終的にこういった判断になったことは適切であったと考えてございます。

清 水

「除き」という解釈ですが、私は2人の弁護士にお聞きしました。これは、非常に誤解を招く表現だと、しかし含めるという意味も持っている。ただし、これでは間違いが起きる表現なので、本来であれば260日とすると、ただしというような形で誰でもわかるように書かないとだめですよということを言っています。そこで、お聞きをしたいと思うのですが、含めると言われました。含めるということになってしまうと、横判のサンテ開館状況一覧（見込み）でいうと、1月、ゼロ、2月、これは上旬という意味を言いたいのか、3つに分けて、ゼロ、10、27日と。何を含めて何を含めていないのかという、そこをお伺いしたいと思います。余りこれでやりとりしたくないので、次回以降に何かあったときのことも含めて、基準で示していただきたい。こういう場合はこうとか。短時間で新しい基準をつくってしまうのも問題なので、今回はこう考えてというようなことでお伺いしたいと思います。

それと、2点目は評価です。前年度の評価については、やはり予想していた答弁が出てしまったのです。39名の子供の教室のうち8割がキッズ会員で、つまりサンテの市民コース以外の会員になったからということで、その人数についてもこの資料で言われている、縦の大きいゴシックですが、この数字を述べられたのです。今のことではなくて、私は前年度の補助金の評価を聞いているのです。前年度の補助金を評価するときに、市民コース以外のサンテに毎月7,000円とか8,000円とか6,000円とか、キッズでも恐らく3,000円、4,000円は払っておられると思います。会費を払ったら、それは元を取ろうとしてたくさん行くのは当たり前なのです。この数字を前年度の補助金の評価にすると私は受け取らざるを得ない答弁でしたので、そういうことでいいのか、これは部長にお聞きをしたいと思います。

それと、窓枠の塗装については入っていないと今述べられましたが、これはこの譲渡契約書をどう見るかということに尽きるわけで、私はこう思うけれども、あなたはそう言うけれども、私はこう思うというふうに見解の相違で終わってしまうような話でもあるかもしれません。しかし、改修工事の施工計画という中には非常に明確に書いているのです。Rサッシドームの外部サッシ取り付け部分はコーキング処理実施とか、こういうことも書いているし、何度も言って

いますが、R天井の塗装ですよ、鉄骨以外のR天井の塗装をどこかやりましたか。これは鉄骨以外でしょう、R天井に鉄骨は恐らく含まないと私はとりますけれども、今のご答弁だとサッシの塗装は最初から含んでいないということですが、ここにははっきりとR天井の塗装と書いてあるわけだから、そこをもう一度確認をしたいと思います。

それで、最後に部長が答弁された中身ですが、私が1月中旬に委員外議員として補助金の見直しは検討しているのかと、この私の質疑はお金を出すときにいろんな方法がある中で、今回は改修費の支援だという、当時補助金にするか、寄附にするか、何かいろいろあったのです。その出し方の問題を僕は聞いた記憶があります。運営に関する補助金の増額なんていうことを私は全く想定、頭に描いて質疑なんかしていません。いずれにしても、結局部長は両方やろうとしたという答弁ですよ。改修費も支援する。そして、同時に新年度予算では補助金も増額すると、そういうふうに考えていたという答弁だったと受け取りましたが、その確認をしたいと思います。

委員長

清水委員、先ほどからこれが原因でこうなったのだという理由で天井、R部分の云々というお話をしていますけれども、その部分と今回のこの予算については、あなたはそれから発生したと言っているだけであって、私の考え方としては何らそこにこのことがあったから補助金が変わったという答弁も何もない中で、あなたの言っていることが本予算に関係しているとは私自身は思えないのです。これ以上掘り下げていっても、私は委員長としては予算とは関係のないことだと思っておりますけれども、いかがですか。

清水

私の通告でいうと、評価の部分があります。前年度の評価をもとに今回の予算を組んでいる。その場合に、あの補修が、あの改修に要した、ここでいうと46日見ているのです。協定書は、260日以上運営しなければ補助金の対象にはならない場合があるとしているわけです。とすると、その改修の原因が明らかに見落とし等の、過失とまでは言いませんけれども、瑕疵ぐらいのことがもしあったとしたら、この46日というのを含めることが妥当かどうかということは前年度を評価する場合には不可欠だという、それがなければ新年度の増額の審議に大きく影響を与えるということです。

委員長

ですから、私は今までの質疑については別にだめだということとは言ってはいないのです。ただ、今の教育部の答弁でそうではないのだということで説明されていて、これはもうこれ以上やってもお互い押し問答なのです。今の補助金の部分についてもっと深めるのであればいいのだけれども、そちらのほうを幾らやっても、これは時間が経過するだけで結論に至らないということだと思うのです。ですから、予算にかかわること。あなたの言っていることは非常に深いし、私も理解はできるのだけれども、それを掘り下げていったら本予算とはどんどん違う方向にいつてしまうので、もうそろそろいいのではないのでしょうか。さっきの日数ですとか、開館状況だとか、見通しだとか、あるいは評価だとか、そういう部分について私はどんどん議論していただくのは構わない。ただ、あなたは瑕疵担保を認めているのか認めていないのかもわからないのだけれども、その問題を今掘り下げていってもお互い堂々めぐりになってしまうので、もうそろそろいいのではないのでしょうかということですが、どうですか。

(何事か言う声あり)

委員長 だから、その問題については、そこまで含んでいない、やっていないと言っているのだから、やっていないからどうなったという話だったらいいけれども、ここを見たらやっているよと、やらなければいけないことだったのではないかなんとも言っても、答弁としては結果としてやっていないのだから。  
（「やっていないというより、やる項目に入っていなかった」と言う声あり）

委員長 そうです。だから、お互い認識の違いなので、これ以上突っ込んでもどうしようもない、それよりは予算の関係で質疑をしてください。  
（「わかりました」と言う声あり）

委員長 そのこのところの答弁は、もういいですね。  
（「はい」と言う声あり）

委員長  
館 部 長 そのほかの答弁を求めます。  
私から、総務文教常任委員会のときの質疑ということでございますが、清水委員はコースの占用料を変更するという考え方という質疑なので、当然毎年の補助金ということだと所管課長からお答えをしていますので、その後、いや、それは違うよという質疑はないので、私どもはそうだと解釈していました。毎年の補助金の見直しを聞いたのではないかなんということです。  
それから、先ほど竹谷課長から評価の中でご答弁申し上げた夏にも水泳教室を開催して、たくさんの子供たちが来てというくだりは、これは実は利用者が少ないのではないかな、PR不足ではないかなんというところのお答えでございまして、評価とは実際関係ございません。利用者が少ないという部分については、市が支援するという部分ではPRで支援する方法が一番だということで、これまで25年度は支援についていろいろやってきましたし、評価については補助金の評価ということになりますと、補助金は公益上必要だから補助金ということだと思います。この補助金の支出の目的だとか趣旨とか、そういった部分を総合的に判断して補助金が妥当かどうかの評価を受けるのではないかと私どもは考えてございます。

竹谷課長 今回工事の部分でどの部分を含んでいるのだというご質疑でございますが、資料要求をいただきました開館状況一覧（見込み）に記載をしておりますが、2月の見積もり期間ということでここに10日が入っております。これについては、建設業法施行令に規定する見積もり期間の日数を参考にして10日間ということで計算をさせていただいております。さらに、工期ということで、2月17日から工事が始まり、給水、加温を含めて今予定は3月20日ぐらいということで聞いてございますので、ここの部分の27日、これを入れまして37日を加えていると。予定であります3月21日オープンができれば、その以降の9日間も当然開館するので、これも含むだろうということでの計算をしております。

館 部 長 済みません、大事なことを忘れていました。補助金につきましては、実はご承知のとおり滝川市全体で補助金等交付規則がございます。温水プールにしましては、具体的な部分を定めるために交付要綱というものも制定しております。その交付要綱の中で補助金の算出根拠については、これは内部でルールを決めて算出をしております。しかしながら、積算根拠につきましては協定書の条項を引用しているわけでございますけれども、今後温水プールの要綱についても具体的に補助金の積算根拠等が明確にわかるようなものにしたいと考えてございます。

清 水

先ほどの私が質疑している中で、260日というのは最低だと読むべきで、260日以上いっていただければ1,872万円のそれだけの値はあると読むべきであって、これを600時間超えたからその分をふやしてやらなければならないというようなことは協定書からは全く読み取れないのですが、どう考えますかという質疑を先ほどしておりますので、これについてもまずご答弁をいただきたい。

それと、結局前年度の評価についてはいろいろ言われているのだけれども、要するに増額するに足るような評価は出てきていないと思うのですが、とにかく利用者が1日に市民コース4人そこそこというようなことを考えても、3コースで4人、ほぼ1コース借り切りの状態で、しかもその人は大体2時間もいれば十分ですから、3コースそれぞれ10時間ぐらいいは、がらあきなのです。こんな状態で1,872万円が適正に使われたかという点でいえば、それは減らせとは言いません。しかし、十分評価できて増額する根拠になるような評価とは、とても思えないということで、やっぱり前年度の評価はきちんと伺っておきたいと思っておりますので、もう一度伺います。

それと、私の質疑のことを取り上げて、清水も増額と言っていたのではないかと、何かそういうふうに取り上げられるような答弁ですが、違うのです。私が言っていたのは先ほどの趣旨であることは大きく言えば変わらないし、今部長がその答弁で、補助金のことは、コース使用料の補助の増額は考えていませんと答弁したということでしょう。先ほど言いましたよね、さきの答弁でそう答弁したと。

（「言っていない、言っていない」と言う声あり）

清 水

何て言ったんですか、何て答弁したのですか。

（「そのときは、補助金の見直しは検討していますよ」と言う声あり）

清 水

だから、僕がどういう質疑をしたとか、そればかり言うのではなくて、改修費に対する支援と運営費補助金の増額と、これをダブルで当時考えていたのかという、このピンポイントでお答えいただきたい。

館 部 長

毎年度の補助金と、それから当時工事改修費の支援という部分については、別個に考えていたということでございます。

教 育 長

予想外の答弁で申しわけございません。

協定書上は、今ご質疑があったとおり最低限のものと、それと補助金の積算というのは基本的には別の問題だと思っております。補助金の算定の根拠は協定書の最低限の根拠、それはまだオープンしておりませんから、その日数で積算をした。実際にオープンして1年たった実績が3,400時間ほどになるという実態に合わせて、現行の2,600時間という専用の時間が余りにも少ないのではないのかというようなことから補助金についての見直しをしたということであります。また、評価の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり一般の市民の方のプールの利用が会員につながって、新しい市民利用の方をふやして、その方が最終的に判断をされて、会員になったほうがいいのか、そのまま市民コースを利用したほうがいいのかという部分については、それぞれの市民のご判断だと思っておりますから、市が確保しました3コースを活用することによって市民の方が実際に水泳というものに親しむ時間がふえているということであれば、これはそれなりの評価をすべきと思っております。

清 水

今の教育長のご答弁では別個の問題だと言われましたが、実績に基づいて増額をするというのが税金の使い方としては求められる。実績が曖昧なものに対し

て、とにかく266日しか実績がないのですから、幾ら260日を大幅に超える見込みがあるといったところで、それは見込みにしかすぎない。つまり実績をきちんと踏んでいない対象に対して大幅な補助金の増額をするという、こういうことをやってしまうと今後にもたらす影響は、私は大きいと思います。いいことを言えば、あるいはいい計画さえ出せばそれに補助金も出すのだよということでは、これは財政厳しい中で優先度、緊急性、あるいは廃止も含めて選択と集中をしている中では非常に根拠の薄い増額だと言わざるを得ないと思うのだけれども、実績のないものに対する増額という、その考え方、見込みだけで増額をするということについてそれでよろしいと考えているのか。

それと、もう一点は、市民コースへ行って、いいと思う人はサンテの会員になっているから、だから市民コースの利用がふえないのだというようなこと、教育長の今のご答弁はそういうことだと思います。だから、サンテの会員がどうだという、そこを言ったら話は全然実態がわからなくなってしまうのです。これが1日に例えば40人とかというのならまだ話もわかります。4人しか使っていないのです。それで、では36人がみんな会員になったというようなことで、こんなに市民コースの役割というのはすごいのだと、そういう答弁にしか聞かえないのです。4人しか泳いでいないという、この状態について補助金がきちんと使われていると前年度評価できるのですか。

2点お伺いします。

教 育 長

今回の積算、26年度の予算につきましてはあくまでも見込みでありますから、フルの年間の稼働日数というものを考慮して積算をした予算ということでありますから、もちろん状況によって精算なりというようなことは当然あり得る。それは、実績を見て決算の時点で判断をするということになろうかというふうに思っております。

また、市民コースの関係につきましては、そういう効果もあると申し上げただけです。全てそれが市民コースの効果だと言っているわけではございません。先ほど申し上げましたとおり、多くのとりわけ子供たちを中心にして市民コースを利用してございますし、そういう形の中で私としては3コース、これは少ないという部分につきましては、先ほど課長から答弁しておりますとおり私どものPR不足もあったというふうに確かに反省をしております。これからはさらに一般の市民の方が使いやすいプールを目指して、また企業側と協議をしていく必要は十分にあると思っております。ただ、そのためにはコースを確保するということが第一命題だと思っております。

(何事か言う声あり)

委 員 長

260日が最低だと、超えても変わらないというふうに読めるのではないかということに対する答弁ということですか。

(何事か言う声あり)

委 員 長  
教 育 長

もう一度その部分を答弁してください。

協定書上の260日、10時間という部分については、おっしゃるとおり最低限、市が直営でやっていたときの日数、時間数を参酌して、その基準を盛り込んだということで、当然それ以上は営業してくださいということで当初決めました。それは、オープン前の補助金の積算ということでございます。実際に1年間オープンして3,400時間という時間がオープンの時間ということからすると余にもその差が、2,600時間と3,400時間の差が大き過ぎるということで、その部

清 水

分については補助金の増額という形で市民コースを確保するという立場から増額したということで先ほどお答えをしたつもりであります。

協定書というのは、オープンする前とした後で変わっていないわけです。同じ協定書でそういうふうに時間数に対する評価を変えるというのは、これは多くの人の同感を得るといえるのはちょっと難しいのかなと思います。つまり最低260日やっているのだからいいよね、そこで終わるはずのものが、プラスアルファが出てくるという内容は協定書にはないのです。協定書と補助金は完全にリンクしていますから、これ以外の根拠は何もないわけだから、何かあるのなら示していただきたいのですけれども、このままの協定書で補助金増額というのは私はちょっと考えにくいということで、協定書の位置づけをもう一度聞きたいのと、何より時間数が多いから補助金を増額するという考え方は、これは費用対効果のことを考えたら、ほかでこういう議論は絶対僕はないと思うのです。要は効果が上がるから費用も出しましょうということで、確かに時間数は延びているけれども、効果は何も上がっていないのです。見込みはしているかもしれないですけれども、1日当たり4人がこれによって50人だとか100人だとかになるという見込みをしているのならまだわかりますけれども、到底そんなことは見込めないのではないですか。だから、時間数がふえたから費用をふやすという考えでなくて、効果が伸びるから、要するに市民コースを利用するという効果が大きくなるので、費用も伸ばすのだという、そういうことでないと時代に全く合っていないと思います。

教 育 長

協定書と補助金との関係ということでございますけれども、協定書は契約書を補完する協定ということになっておりまして、先ほど言いました最低限の基準を定めたもの。その協定に基づきまして、営業といいますか、ものに対して補助金は毎年度、毎年度さまざまな実績あるいは実態を勘案をしながら補助金の額を決めるということになっておりますので、当初の年度の最低限度を基準として積算をしたのが協定書上の260日、10時間というものに根拠を置いたということでございます。効果がすぐに出る場合、人数がふえればそれが効果というふうになれば、それは一義的な効果もあろうかと思いますが、人数以外の効果というものもどのような形で出てくるかわかりませんが、さまざまな形で検証は必要だと思っております。

委 員 長

休憩します。

休 憩 13:44

再 開 13:45

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

田 村

この予算においてこれだけ熱論があるというのは、そもそも一番最初の12月12日でしたか、総務文教常任委員会は1月15日、これを開いた時点からやっぱりおかしかったと思うのです。みんながおかしかったと思っている。なぜ思っているかという、新聞に随分出ました。道新もある、プレス空知もある。これに書いてあるのは、全てが民間会社への支援は行政の役割ではないと、自社で解決すべき問題だと、これが基本なのです。これがなければ、民間を全部支援することになるのです。ただ、市民プールだとか子供たちのためとか、そういう大義名分でそうなっているだけであって、これは教育委員会としても最初からこの修理をしなければならぬ、何とかしなければならぬということを新聞に書いているのです。道新、プレス空知が書いた、これが間違いだというの

だったら、その答弁をしてほしいと思うのですけれども、これは一般市民が全員見ているのです。そうした場合に、この予算づけというのは最初からまずかったと。まずかったということは、出したものは引っ込められない、それで最後はどうなったかといったら、こういう予算のつけ方は「外れ弾の八方的」です。だから、こういうことが今後あったら大変な問題だと思う。

それと、協定書、契約書、これについては未熟だ。契約書というのは民間の憲法です。ですから、契約書というのは尊重しなければならないけれども、この第8条に書いてある瑕疵担保、後で気がついてみんな取り下げてコースの延長に持っていつているのだけれども、コースの延長も協定書の第2条に書いてある年間260日以上、あるいは第2条第2項に書いてある1日の営業時間は年間平均10時間以上とすると。10時間を超えたから支援するというのはおかしいのです。ですから、もっと様子を見て、360万円ですか、増額する、これがないと大変なことになるのか。僕はそういうふうに聞いている。大変だから、何とかこれをつけてほしいと。そういう問題ではないと思う。基本が外れているので、しっかりした考えのもとにやっていただきたい。

それと、さっきからR天井について議論されているけれども、R天井の工事はしていないです。工事をしていれば、これは絶対落ちてこないのです。ここでいう提案改修工事一覧表の⑬、ドーム鉄骨及び壁等の塗装に関する工事、ここにもR天井とちゃんと書いてあるのです。それが気がつかなかったからやっていないというのは、とんでもない話です。だから、こういうことも全部含めて、清水委員がかなりたくさん言っているので、私から余り言わないでもわかるように説明してほしいのですが、さっきから言っているように、ことしはこうだけれども、これは毎年見直すと、では来年またふえるかもしれない。それは減るかもしれないと言うのだろうと思うけれども、年間260日、1日10時間以上、これは10時間以上やっているからというのは営業の政策であって、一般、プール会員以外の方がいるからやっているだけのことであって、だからといって時間延長を認めるというのはむしろおかしい。それは、向こうの商売上で看板閉めるまでやっているだけのことではないですか。だから、この協定書においても変更するのはなかなか難しいとは思いますが、必要事項は毎年度甲乙協議の上決定するなんていう項目自体がもう既におかしい。

それと、毎年これをやるとしたら、常に予算も変わる。ことし360万円で14年で4,000万円だなんていう数字も勝手に泳いできているけれども、そうではないと思う。だから、これは毎年検討するということ自体もおかしいと思う。例えば3年間はこうやっていくとか、5年間はこうやっていくというようなはっきりした数字を出さないと、毎年どうなるかわからないといったら、経営するほうだって大変です。だから、この辺をもっとしっかりやらないとだめだということと、臨時会を2回も延ばすぐらいの大変な誤りがあったということだと思う。だから、さっき言ったけれども、「外れ弾の八方的」、どういうことかしっかり考えて、全体的な答弁をお願いします。

教 育 長

今田村委員からご質疑がありましてとおり、1月15日の総務文教常任委員会での教育委員会からのご説明以降、臨時会等の日程の変更等につきまして議員の皆さん、そして所管の常任委員会の皆さんに大変ご迷惑をおかけをいたしました。そのことについては本当に申しわけなく思っております。心からおわびを申し上げたいと思います。教育委員会としましては、昨年末にプールの鉄さび

の落下ということで、市民プールとして確保している以上、閉鎖、営業できない期間をなるべく短くしたい。かといって、こういうことが頻繁に起きるのは困るというようなこともあって、内部でさまざまな協議をしていたり、あるいは市内の企業のほうにもいろんなご相談をしながらという形の中で今回のご提案ということになりました。委員会として本当に反省すべきところは多々あったと思っております。その部分については、委員のご意見、ご質疑のとおりだったと思っております。また、協定の内容につきまして私どもの現段階での判断では、今回新年度の予算についてはこの補助金については上限というようなことでの考え方をしておりますので、そのことはきちっと伝えるべき必要があると思っております。

本当に多くの皆様方にご心配をおかけをしまして、改めておわびを申し上げたいと思います。

吉井副市長

私のほうから、教育長と少しかぶる部分があるかもしれませんが、答弁させていただきますが、2月5日の議運でも陳謝させていただきましたけれども、臨時会の日程変更、それから市としての最終的な方針を決定するまで時間を要しまして、ご迷惑をおかけしたことをおわびを申し上げたいと思います。事実の経過、考え方等については、今教育委員会のほうから質疑に真摯に答えていたと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。今回の提案の補助金の増額につきましては、公共、公益のための学校授業活用を含めた市民コースの確保を図りたい。そして、今あるプールの機能をもっともっとたくさんの方々に利用していただいて、市民の健康増進に資していただきたい、そういう気持ちの中から現状の実態に即した形の中で補助金の増額予算を提案させていただいたということでございます。市といたしましても、このプールの安定した運営につきましてはもちろん民間の企業努力が第一ではございますけれども、公益的な機能を担う中におきましては、会員獲得、それから利用の拡大等に向けまして配意もしてまいりたいと思っておりますし、このような意を含んだ予算の提案でありますことをご理解いただきまして、ご承認いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

田 村

今回サンテが独自に改修したということで、あとは危険箇所がないと書いてあるのですが、本当はないのか、あるいはまたこういうことがあった場合にこういう問題が出てくるのか。

それと、増額したのはことしということでいいのか、あるいは毎年ずっとこれは増額したままというふうに捉えるのか。

その2点、再度お伺いします。

竹谷課長

サンテが独自に改修を行ったわけですが、結果的にはほかにはもう改修箇所はないということで、現時点ではそういうことで聞いております。

また、補助金の増額につきましては、先ほどの答弁の中で毎年検討をということでございますが、次年度につきましても何ものなければ同じ金額でということでは考えてございます。

田 村

どうもひっかかるのは、天井のドームです。あれは、最初3,000万円だ、5,000万円だというような数字が出てきて、最終的には新聞に書いてあるのは500万円程度で済むと書いてあるのですが、最初に出てきた3,000万円をどういうふうな感覚で捉えたのか、そして500万円で済むなら最初からなぜ500万円で済むという数字が出てこないのか、余りにもこの額が違うのです。実際にはどれ

ぐらいかかったのですか。

館 部 長

私どもが聞いているのは、最終的に約500万円と聞いています。それで、先ほど清水委員の質疑でお答えしましたが、最初に見積もり金額を聞いたときには、こんなにかかるのかということで、これは当然詳細について精査しなければいけないということで精査をいたしました。基本的には、繰り返しますけれども、さびの除去、さびどめの塗装、これは基本的なものでありますけれども、数年でさびが落ちるということの中で二重の落下防止の安全対策ということで、以前にもご説明したとおり、そういったもろもろを含めると当初の3,000万円以上の金額の提示があったと。それで精査しました。次に、地元業者も入れて検討しました。大変申しわけなかったのですが、最初からこの工法の提案があれば、現在工事している工法、これを採用したと思います。

田 村

私が言うのは、最初3,000万円という数字が出てきて、それがなぜ、500万円で済むのか。500万円で済んで、この後危険箇所はないということであれば、どこからその3,000万円が出てきたのか。それは、最初からよく見て、3,000万円と500万円というのは余りにも金額が違い過ぎるのです。だから、これは今後こういうことが出た場合に安易に飛びつかないで、これが本当に正しいのかどうかしっかり検証するのと、教育長がいつも言っている報、連、相の勧め、これをよく考えて、市民にも議員にもしっかり説明する必要があると思うのですが、どうですか、教育長。

教 育 長

おっしゃるとおりだと思います。先ほどの報、連、相の勧めというのは、高齢者福祉大学での私の巻頭言のことだと思っております。もちろん委員のおっしゃるとおりだと思います。十分内部で検討し、その間議会にも情報等をお諮りしながら、あるいはご意見等をお伺いしながらしっかりと進めていきたいと思っております。3,000万円という工事そのものについては、全面足場を組んで大がかりな、あるいはこの後二度と起きないというようなことを想定をして、私どももそうすべきだということでございました。ただ、現在やっております工法が私どもの念頭にはなかったものですから、結果的にこういう形でご迷惑をおかけすることになってしまいました。十分検討、ご協議させていただきながら今後進めさせていただきたいと思っております。

委 員 長

他に質疑ございますか。

清 水

ただいま副市長も答弁されましたので、質疑を留保したいと思います。

まず、1点目は、今年度の実績が260日ぎりぎりという点、また市民コースの利用が平均して4人そこそこという状態の中で予算の増額が提案をされています。費用対効果を考えると、時間数が260日から300日以上、320日でしたか、時間数2,600時間から3,100時間に延びるということで増額をすると、市民コースの利用がふやせるという、そういう見込みで増額をされていますが、費用対効果を考えると利用人数がどれだけふえるから増額をすると捉えるべきです。そういう根拠を持って提案をすべきだ。その点で、1日に約8時間から10時間もの時間全く市民コースを使っていないと、そういう期間が年間の8カ月ぐらいを占めるような状態で、幾ら稼働時間をふやしても市民コースの利用をふやすための補助金を360万円も増額するということは費用対効果からいってふさわしくないと考えますが、いかがかという点が1点です。

2点目は、副市長のご答弁でコースを確保したい。プールの安定した運営を確保したい。また、公益性の配慮に意を酌んだものというふうに理解をしていた

だきたいというご答弁がありました。ここで述べられているのは、明らかに民間企業がこのままではコースの確保に不安がある。あるいは、プールの安定した運営にも資金上から不安がある。そういったことで公益的な市民コースが運営できなくなる可能性があるというふうに、そういう趣旨と理解をいたしました。今厳しい経営をする中で、公益的な事業をされている方であっても、それを理由に市の補助金を増額、あるいは新たに受けるということはほとんどされない中でのこういった民間企業に対する商工業振興条例等に基づかない補助金増額はふさわしくないと考えますが、お考えを伺いたい。

以上2点、市長に質疑を留保したいと思います。

委員長  
山口

委員から何かございますか。

今清水委員の留保の意見の中に、民間企業の経営が云々とか、そういう言葉があったのですけれども、副市長はそういうことは一切言っていないわけです。公式の場で自分の考えでそういうふうに民間の経営内容のことを判断するべきではないと思うのです。

委員長  
清水

ただいま山口委員からそういうご指摘ありましたけれども、いかがですか。

私は、副市長がコースの確保、プールの安定した運営、こういう2つの言葉から、コースが確保されない、つまり1,872万円の補助金を出しながらコースが確保できないとか、プールの安定した運営ができないなんていうのは、これは考えられないのです。考えられるのは、補助金を出して、なおかつ確保できない、安定しない。この要因は、僕は天変地異ではないと思います。やはり運営している補助金の対象者、そこの経営が安定しないと私は理解してそういう言い方をしたのです。決めつけているわけでも何でもございません。ほかに理由があるのなら、コースの確保やプールの安定した運営を阻害するような要因として補助対象先の経営の問題以外に何かほかにあるのであれば逆に言っていただきたい。

委員長

清水委員、非常に意見だとかいろんなものが散りばめられていて、何が質疑留保なのかというところが実は全く理解できていません。何の質疑留保なのか、余計なものを全部取り外していただいて、もう一度、2点と言いましたけれども、2点について何を聞きたいのか、整理してわかるようにもう一度おっしゃってください。

清水

質疑をする上では、その意を伝えるためにはいろんな説明がいるということで長くなってしまいました。ですから、今の質疑を踏まえて、さらに絞り込んだ内容にしたいと思います。

1点目は、費用対効果の問題です。つまり今回費用を上げようとしているわけです。その場合、時間数が延びれば効果が上がるという考えで進められています。しかし、今年度の実績を見る限り、時間数を幾ら伸ばしても市民コースの利用という効果は上がらない。そういう費用対効果で問題のある補助金の増額はおかしいのではないか、お考えを伺います。これが1点目です。

2点目は、副市長のご答弁でコースの確保やプールの安定した運営のためという、私が想定し得る中では、補助先の経営の安定に不安があって、そのための資金の支援という性格の今回の補助金の増額と私には思えますが、現在の市の企業経営されている、あるいは団体を運営されている中でそういった理由で市から補助金の増額という事例はないし、これからも商工業振興条例の一定のルールの中で行われるべきで、こういう特例をつくるべきではないというふうに

考えますが、お考えを伺います。

委員長 1点目はわかりました。ただ、2点目は、副市長は田村委員からの質疑の答弁をされていて、今清水委員がおっしゃったのは初めてそのことに対してどうなのだというので、これを質疑留保したら吉井副市長の立場がありませんので、まずその部分について吉井副市長の答弁をいただきたいと思います。

吉井副市長 田村委員から、いろんな角度から質疑をされまして、教育長も答えて、私がいろいろと申し上げましたけれども、結論的には今回の補助金の増額ということは今の実態に即した形の中で補助金を見直していきたいのということが私の結論でございます。いろんなことは申し上げましたけれども、多少プールの機能とか、あるものがなくなるということでもろろ申し上げましたけれども、私の本意としては今回の補助金の増額については現状の実態に即した形の中で補助金を増額させていただきたい、そんな中でご理解いただいてご承認いただきたいと答弁させていただいたということでございます。枝葉を取れば、基本的にはそういう形での答弁でございます。

清水 先ほども副市長が言われた実態に即してというのが、どういう実態に即してというところがちょっと理解できませんので、お願いします。

吉井副市長 これは、先ほどから清水委員と教育委員会でやりとりされております2,600時間とか3,100時間とか、開館云々といういろんなことの中で積算をしたこと、考えを説明させていただいたこと、その中身でございます。現状の実態というのはそういうことでございます。

清水 今の副市長のご答弁で先ほどのコースの確保とかプールの安定した運営という、要するに補助先に経営的な不安があるというようなことは、そういうのは本意でないという趣旨のことも述べられましたので、それを省けば1点目の質疑に集約されますので、1点目のみとしたいと思います。

委員長 それでは、清水委員から質疑の留保、要約すると費用対効果の部分について質疑の留保を行いたいということでありますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、質疑の留保は清水委員の1件と確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で教育費、関連議案第17号及び第18号の質疑を終結いたします。ここで入れかえのため休憩いたします。14時25分再開とします。休憩に入ります。

休 憩 14 : 14  
再 開 14 : 25

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

**歳入**

委員長 歳入の説明を求めます。

山崎部長 (歳入について説明する。)

委員長 説明が終わりました。

木 下 これより関連議案第23号、第24号、第25号及び第27号を含めて一括質疑に入ります。質疑ございますか。

木 下 私からは2件でございます。

1つ目は、25ページの14款1項6目教育使用料、5節の高等学校授業料332万6,000円、20人で組んでいると思うのですけれども、その確認と、市外のことし

の入学者の方は、どういう認定方法を考えているのか伺います。

堀副主幹 2つ目は、51ページ、21款諸収入、5項雑入の2目雑入、7節雑入、その他収入6,458万5,000円、主なものでいいですけれども、二、三点お願いいたします。それでは、私からは諸収入6,458万5,000円の金額の多いものから3つを申し上げたいと思います。まず、中空知広域水道企業団の退手組合の負担金として949万4,000円、そして中・北空知廃棄物処理広域連合の人件費の負担金として916万1,000円、あと一部事務組合の会計事務負担金として580万3,000円です。

法村事務長 国の法律改正により、ことしの入学者から高等学校就学支援金という制度になりまして、そちらの申請書を出すようになっております。その提出先としましては、これは国の制度であるため北海道教育委員会へ申請していただくことになっております。今回の教育使用料の332万6,000円につきましては、所得制限がこの支援金にはあるため、そのオーバー分の9,900円掛ける28世帯掛ける12月分で計算をしております。それ以外の就学支援金につきましては、教育費交付金のほうに計上しております。

木 下 教育使用料332万6,000円の入ってくる申請の受付は西高ではなさらないという考え方でよろしいのでしょうか。

法村事務長 西高のほうで申請書を受けまして、それを北海道教育委員会へ送付しまして、北海道教育委員会で認定されます。

委員 長 他に質疑ございますか。

山 口 3件お願いします。

20ページ、地方交付税の中で特別交付税の額が7億2,000万円ということですが、定住自立圏構想分を含んでいるということで、26年度に総務省のほうでは中心市には8,000万円というふうになっていますが、8,000万円で見ているのか、それとも複眼型の場合は割る2となるのか、教えてほしいと思います。それから、18ページの地方消費税交付金で、当面普通交付税に入れますということですが、当面というのは26年度だけというような理解でいいのか。それと、16ページの軽自動車税ですが、軽自動車税は4月から値上がりしますが、道内でも2世帯に1台あるということですが、転入で来る人に軽自動車の所有権、要は住民票のところに本当は移さなければだめなのです。移すとすぐ歳入、細かいですが、次の年に歳入になりますが、そういう努力を窓口でしているのか伺います。

万年主査 私から、普通交付税に関しまして消費税交付金が100パーセント算入される、それは当面というのはいつまでかというお話ですが、現在のところ当面がいつまでかということは示されておりません。ですから、来年の地方財政計画を見るしかないのかなと今のところ考えているところです。

鎌田課長 ご質疑の軽自動車税の関係ですが、まず4月から値上がりの部分ですが、今まさに国会で審議中で、税制改正で平成27年4月1日以降、新車購入の分から税率が改正になるということでございます。したがって、平成26年度においてはこの分の影響はないということをもとに1点お伝えしておきます。それから、転入で来られる人の部分、市外から滝川市に転入して来られた方の、要は速やかに登録の中身を変更するようにということですが、まず状況として住民登録等々の手続のタイミングでしか恐らくできないのだろうとは思いますが、そこでそういった財産を所有しているかどうかというような質問をすることはまず難しいと思います。というようなことで、あと税務課の窓口

高橋課長

のほうではそういった手続方、転入のときに例えば軽自動車をお持ちですかというような手続でお尋ねをして、もしお持ちでしたらその登録を正しい形にさせていただくというようなことでの懲遷は現在行っていないということです。

特別交付税の算定と定住自立圏の部分の複眼型の持ち分というようなご質疑だと思いますけれども、まず特別交付税の算定でございますけれども、今部長のほうからご説明したように定住自立圏構想を進めているということでございますので、その部分を含めて特別交付税の算定をさせていただいておりますけれども、いろいろな要素がございますので、今8,500万円というふうに言われておりますけれども、その部分全てを考慮したというわけではなくて、いろいろな要素を考慮した上で特別交付税を算定させていただいているということでございます。

それから、複眼型でございますので、特別交付税の部分の定住自立圏の交付金の案分につきましては人口比で案分されると考えております。

山 口

軽自動車税ですけれども、法にのっとって住所が変わったときには速やかに異動するという事なので、できれば窓口で、もし持っていれば変更をお願いしますぐらいのことは言うべきだと思うのですが、どう考えますか。

鎌田課長

先ほど申し上げました転入の手続ということになりますと、住民票の異動の窓口ということになるかと思うのです。まず第一歩です。そこで軽自動車の登録を正しい形にというような懲遷は、今は行っていないのですが、窓口が違うというようなこともございますので、今のところその点については検討できないかなと考えております。

山 口

窓口が違うからというのは縦割りの悪いところですが、歳入になるというのはいいことなのです。だから、そういう理由でやらないということではないと思う。意見とします。

委員長

他に質疑ございますか。

山 本

個人市民税の関係でお聞きいたします。

清水委員の通告にも若干ありますが、国の状況等々で若干ふえるだろうと予想されていることをご提案されているわけでありまして、その提案の中で均等割、景気状況の中でふえてくるのでないだろうかとということでありますけれども、参考資料の中に一覧表が載っております。その中で給与所得の関係でいくと1億3,000万円が3,500万円ぐらいふえるというような形の中で、あとはそんなに変わっているようには見えないのですが、農業所得が500万円ほど減っておりますけれども、そんな中で給与所得が、これは均等割でなくて多分皆さんが給料が上がって、人数も若干ふえて上がるという予測をされているわけですが、市内等々の企業等の動向をある程度調査がされた中で、全国状況とあわせてこういうことになったのかお伺いしておきたいのと、それといつも思うのですが、農業所得の関係からいきますと、ここで数字が挙がっておりますけれども、関係する団体に動向をお聞きしたのかも伺いしておきたいと思います。

西村副主幹

今の市民税所得割の予算の調定額の算定についてでございますけれども、まず団体等に調査したかというところですが、実際に調査等は行ってはおりません。実際新年度の予算を立てるに当たりましては前年度の、例えば今年度26年度の予算を立てるに当たりましては平成25年度の11月現在の実際の調定額をもとに算定しております。実際の調定額をベースに昨今の景気の動向を勘案

委員長

しながら、主に、調査等はしておりませんが、いろいろな報道等にありますが、あるいは全国地方銀行協会が調査する資料等をもとにその伸び率、景気の伸び等を勘案して調定額を算定している状況でございます。また、農業所得等についても、関係団体への調査等ということは直接は行ってはおりません。

他に質疑ございますか。

清水委員、通告書の中に商工使用料のところのオートキャンプ場の500増の原因と書いてあるのですけれども、先ほど山崎総務部長の説明の中で要因については説明があったのですけれども、それをちょっと頭に入れておいてください。それと、もう一つ、質疑する前に、地方交付税の算出根拠とまたそろ勉強会をするというわけではないのですね。

(「概要だけ」と言う声あり)

委員長  
清水

わかりました。質疑願います。

第27号についてですが、オートキャンプ場は商品そのもので価格競争でも勝たなければならない。そうしないと売り上げが上がらないというもので、価格が上がって売れなくなれば当然デメリットになる。そういう点で他の使用料、手数料と同様に転嫁することに疑問を感じます。その評価は、上げても入場者を維持または増加できるかどうかということではないかということで、商工費のほうでは50万円の増を見込んでいるので、上げて利用はふえるのだということ、そういうふうに踏んでいると思うのですが、確認をしたいと思います。

次、地方交付税についてですが、算出根拠について先ほどのご説明では、地財計画で1.6パーセント減、そのままこれを持ってくるのです。一方、地方交付税の単位費用だとか、また市の特殊性とか、特徴とか、そういったことも含めて見込み額をここにのせられていると思うのですが、単純に1.6パーセント減ということなのか、それともその他にいろんな要素を見込まれたのかお伺いしたいと思います。

次は、オートキャンプ場については先ほどあわせた質疑ということでお願いします。

最後、国庫補助金、32ページです。私立幼稚園就園奨励費補助金については、歳出の説明で制度改正で350万円ぐら減っているというご説明だったと思うのですが、一方3分の1以内ということで、3分の1という補助金と3分の1以内というのがある、3分の1以内の場合、今回は21.8パーセントで約5分の1を見込んでいます。市長会等の要求テーマだと思いますが、少な過ぎるのではないかと、国の動向や市長会の動向とか、そういったことでお伺いをしたいと思います。

柳副主幹

オートキャンプ場の使用料に関してのご質疑がありましたので、お答えしたいと思います。

まず、今回消費税の改定に合わせた改定ということで、丸加高原オートキャンプ場についても一律その改定に合わせて改定することで条例提案しているところでございます。しかし、清水委員がおっしゃられるように、我々としても利用者増に向けて、市長が別に定める期間に料金の減額ができる特例を定めることも加えて今回条例提案しているところでございます。その内容としては、開設期間の中で特に6月、9月の利用者が少ないものですから、夏休みと土日を除く料金については改定前の料金の半額で利用できるように定めたいと考えております。周辺のエルム高原のオートキャンプ場、滝里湖のオートキャンプ場

でも7、8月を除き割引セールを行っておりまして、今回減額する料金についてはそれらの料金以下になると考えてございます。このほか、利用者の利便性も考えまして、江部乙地域の商店と連携してジンギスカンやキャンプで使用する日用品等の販売、農業者の協力による新鮮野菜の販売を行うほか、利用者に丸加高原オートキャンプ場で過ごすことが楽しくなるような体験事業も企画して実施することにしてございます。さらに、伝習館が今公募中ということもあって、オートキャンプ場も運営していないのではないかとということで誤解される部分があったものですから、広報活動をきちんと強化して、スタッフ一丸となって利用者増に努めたいと考えてございます。

万年主査

私からは、交付税の算定の方法としまして、まず基準財政需要額につきましては平成25年度の算定資料、これをベースにしまして、個別算定経費と包括算定経費の2つに分けて考えました。個別算定経費のうち、事業費補正部分、そして公債費部分につきましては実際の起債の元利償還金相当分、それに理論償還率等の数字を掛け合わせまして積み上げたもの、これをベースに考えております。また、地域経済・雇用対策費、そして地域の元気創造推進費、これは地財計画をもとに25年度をベースにして地財計画で調整しております。それと、個別算定経費全体といたしましては、地財計画により1.5パーセントの減と示されておりますので、これも勘案しております。基準財政収入額につきましては、税金と譲与税の予算、これをベースに考えております。この差し引きに対しまして地方交付税が来るわけですが、これに対しまして地財計画自体が1.0パーセント減となっておりますので、これもさらに勘案して計算いたしました。

山本主査

私立幼稚園就園奨励費補助金の関係でございますけれども、26年度予算につきましては25年度の交付が見込まれる金額、国庫補助割合21.8パーセントということで、同率を使って算出したものでございます。委員ご指摘のように、毎年度北海道都市教育長会及び全道市長会あるいは全国市長会を通じまして補助率を3分の1に引き上げるよう要望しているところでございますが、現段階においては改善が図られていない状況でございますので、今後とも継続しまして道、国を通じて引き上げを要請してまいりたいと存じます。

委員 長

他に質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長

それでは、質疑の留保はなしと確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長

以上で歳入、関連議案第23号、第24号、第25号及び第27号の質疑を終結いたします。

本日まで4日間質疑を行ってきましたが、市長に対する総括質疑への留保は清水委員の1件と確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長

そのように確認いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午後1時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会 15:01